

地域国際化協会連絡協議会規約

制定 平成2年7月18日

改正 平成5年5月17日

改正 平成26年4月1日

(名称)

第1条 この会は、地域国際化協会連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」（平成元年2月自治省通知）に基づく国際交流推進大綱に位置付けられた中核的民間国際交流組織である地域国際化協会の相互連携、情報交換を通して、地域レベルの国際化の推進に寄与することを目的とする。

(構成員)

第3条 協議会は、地域国際化協会として認定を受けた団体を構成員とする。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域レベルの国際化に関する情報交換
- (2) 地域レベルの国際化に関する調査研究
- (3) 地域レベルの国際化に関する相互協力
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 協議会に会長1名、副会長若干名を置く。

- 2 役員は、構成員の互選により選任する。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。

(総会)

第7条 総会は、会長が年1回これを招集する。ただし、会長は、必要に応じ、臨時に総会を招集することができる。

- 2 総会は、規約の改正、役員の変更、その他協議会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 3 総会の議長は、会長とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、一般財団法人自治体国際化協会に置く。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成2年7月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。